診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方のイメージ(案)

医療事故調查委員会(仮称)

- 国(厚生労働省を想定)に設置 X
- 個別の評価は、地方ブロック単位に設置する分科会が行う X

調査依賴 医療機関からの届出 遺族からの

※ 医療機関からの 届出を制度化

カルテ等の調査 遺体の解剖

※ 必要に応じ、 立入検査等を実施

調查報告書

専門家による死因及び 診療内容の評価

調査報告書の作成・公表 ·事故の発生経過·原因 ·再発防止策

(遺族との関係・民事手続)

- 遺族への医療事故の真相の説明
- 報告書で判明した事実に基づく当事者同士での和解・示談
- 機関 (裁判外紛争処理) 遺族の申立によるADRでの民事紛争の解決

 - ADR機関の例:
- 各地の弁護士会の紛争解決センタ
- 愛知県弁護 (東京の3弁護士会の仲裁センター 士会あっせん・仲裁センター等)
 - 訴訟での証拠として採用 明明

医療安全の取組

- 医療機関における医療安全の取組の改善
- 事故の要因等の分析、事故を防ぐ仕組みの構築 医療機関が自発的に取り組むケースや、厚生労
- 省又は都道府県による指導等により着手するケー スがあり得る
- 労働省等における医療安全施策への反映 厚生

行 以 的 的 的 的

呡 医道審議会における医師等に対する行政処分 療機関に対する改善勧告等の要否の検討

事手続、 軍

6 あり得 ₩ رد ١J ・刑事手続で報告書が使用される